10 医療関係

ア情報

事項名	措置内容	実施予定時期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
	有 直 凡 谷	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	調 ほり イル に 拍 且 切 慨 安 寺
C C 144 BB 1± +B -	—	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
医療機関情報の	医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者や国民	段階的に実施	(厚生労働省)
公開の	情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡率、平均在院日		平成 18 年度の医療法改正により、医療機関は一定の情報について
(厚生労働省) 数	、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率等のアウト		都道府県へ報告することが義務付けられ、、都道府県が集約した情報を
	ム情報については、地域による情報格差が生じることのないよう、		インターネット等でわかりやすく住民・患者に公表する医療機能情報提
段	階的に公開の対象とすることとし、直ちに具体的な取組を開始す		供制度が創設された。
వ .			本制度においては、平均在院日数と、アウトカム情報についての分析
	その取組を進めるに当たっては、適切なデータの開示方法につ		の有無及び分析結果の患者等への提供の有無について公表の対象と
	ても検討の対象とするとともに、各医療機関の特殊性や重症度の		しており、平成 20 年度中には全ての医療機関において公表が開始され
	い等による影響やその補正のための手法等、アウトカム情報の客		るところ。
	的な評価を可能とするための研究開発の推進等のため、一定の		「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」においてアウトカム情報
	院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集		の公開についての検討に着手したところ。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る		また、平成 19 年度厚生労働科学研究費補助により、アウトカム情報の
	の具体的な仕組みを構築する。		客観的な評価を可能とするための研究開発を推進している。
	平成 17 年4月の個人情報保護法(個人情報の保護に関する法	逐次実施	(厚生労働省)
	、平成 15 年法律第 57 号)の全面施行に伴い定められた「医療・		平成 18 年 6 月 21 日に成立した「良質な医療を提供する体制の整備
(護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド		を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 84
	イン」(平成 16 年 12 月 24 日)にしたがい、診療情報の開示がす		号)の施行を受け、平成 19 年 4 月 1 日より、入院診療計画書の作成が
	ての医療機関で遵守されるよう徹底する。また、患者の要請に係		医療機関に義務付けられたところである。
	診療情報の開示を適切に行っていない医療機関に対して指導す		
	よう明確な運用基準を定める等、実効性を確保するための具体		
	」な措置を講ずる		
	平成 17 年厚生労働省医政局総務課長及び医薬食品局総務課長連名通知	海海中 栋	(原件兴趣少)
,	診療ガイドラインの作成支援を一層進め、特に、重要疾患で診り	逐次実施	(厚生労働省) 平成 20 年1月末までに 30 疾患の E B M の考え方に基づく診療ガイドラ
***	療ガイドライン作成の必要のある分野などについて、優先的に作し 成する等、早急な整備を図る。		インの作成等の支援を行ったところである。
一層の推進	が、する寺、平心な空神を図る。 また、ガイドラインの普及を促進するとともに、導入効果を評価		また、患者・国民の視点を重視したEBMの効果的な普及・促進と適用
72 72	できる枠組みを作成することが必要であり、傷病ごとの臨床指標		また、送台・国民の視点を重視したEBMの効果的な音及・促進と週刊 手法、医療技術の体系的な評価に関する研究や、診療ガイドラインの普
***	(クリニカル・インディケーター)の開発など、評価のためのツール		子広、医療技術の体系的な計画に関する研える、診療ガイドブイブの音
	を整備し、併せて医療の質の向上に向け、クリニカル・インディケー		次と、その健康アクトガム寺に引える影響に関する研究について推進を 行っているところである。
	ーターを活用した評価手法に関する研究などを進める。		さらに、公正かつ中立的な機関である(財)日本医療機能評価機構に
	さらに、患者が自ら診療内容等を理解し選択しやすくするため		おいて、EBMに基づく診療ガイドライン及び医学文献情報等をデータ
	には、国民用の診療ガイドラインを整備する。これらを公正で中		ベース化し、インターネット等で広く公開しているところであり、平成20年
	立な第三者機関が行うための環境整備を行う。		1月末までに医療提供者向け診療ガイドラインの他に、患者・国民向け
	元・0212 - 日 12812111 11 MCの 0286221 E LH C 11 20		に 11 疾患の情報提供を実施したところである。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)			
事項名	措置内容	実施予定時期		講ぜられた措置の概要等
事 况 口)H F L1 A	平成 19 年度 20 年度 21	年度	
	b 診療ガイドラインの作成支援や、インターネット等によるガ	逐次実施		(厚生労働省)
	イドラインの情報提供サービス等が行われているが、医療			公正かつ中立な機関である(財)日本医療機能評価機構にお
	の質の向上の観点からEBMの一層の普及を図りつつ、良			いて、EBMに基づく診療ガイドライン及び医学文献情報等をデ
	質な診療ガイドラインを公正かつ中立的に選定し、診療ガ			ータベース化し、インターネット等で広く公開しているところであ
	イドラインの作成根拠となった医学文献情報等とともにデー			り、平成 20 年1月末までに医療提供者向けに 41 疾患、患者・国
	タベース化し、インターネット等で広く公開する。			民向けに 11 疾患の情報提供を実施したところである。また、上記
				機関においては掲載するガイドラインの妥当性をエビデンスの質
				等を考慮し、適正に審査しているものである。
医療費の内容が分	領収書については、記載項目や記載方法等の規格を整	逐次実施		(厚生労働省)
かる明細付き領収書	備しつつ、まずは保険医療機関等に、行われた医療行為等			平成 20 年度診療報酬改定においては、レセプトオンライン化
の発行の義務化	とその所要費用等の詳細な内容が分かる明細付きの領収書			が義務化された、医療法上の許可病床数が 400 床以上の保険
(厚生労働省)	の発行を義務づける。			医療機関について、患者の求めがあった場合に、個別の診療報
	【平成 18 年厚生労働省令第 27 号、平成 18 年厚生労働省保険局長通知】			酬点数の算定項目の分かるレセプト並みの明細書の発行を義
				務付けたところ。

イ 『化、事務効率化

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決策				
事 項 名	措置内容	実 施 予 定 時 期 平成19年度 20年度 21年度		講ぜられた措置の概要等	
医療分野IT化のグランドデザインの推進 (厚生労働省)	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野 のIT化 に関するグランドデザインを推進する支援・助成について、 医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、 各種IT化を統合的に推進する。	逐次実施	21 牛皮	(厚生労働省) 患者本位の質が高く効率的な医療の実現に向け、平成 1-度から、地域の医療機関がネットワークを組んだ形で電子カシステムを導入することにより、地域の特性、各医療機関の性に応じた地域診療連携を図るための事業を実施している。また、医療機関等の情報連携のための医療用語及び用の関連性コードの標準化や医療情報システムの相互運用保に向けた取組等を盛り込んだ「医療・健康・介護・福祉分情報化グランドデザイン」を平成 18 年度に策定した。なお、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関ガイドライン」の見直しを行い「医療情報システムの安全管関するガイドライン」との整合性を図ったところ。	ル専 語性野 する

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決策		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争坦石		平成 19 年度 20 年度 21 年度	
電子レセプトによる オンライン請求化の 確実な推進 (厚生労働省)	a レセプトオンライン請求化に関して、平成 18 年の厚生労働省令について()オンライン請求化の期限が努力目標ではなく義務であること。()義務化において現行以上の例外規定を設けないこと。()義務化の期限以降、オンライン以外の手法による請求に対して診療報酬が支払われないことを、医療機関・薬局に周知徹底する。	平成 20 年度から順次義務化、 平成 23 年度当初から原則完全オン ライン化	(厚生労働省) 平成 18 年 4 月の省令施行時よりHPに省令の全文やオンライン請求義務化の期限を示した表を掲載するなど、周知を図っているところ。また、平成 18 年 4 月以降、オンライン請求義務化の期限に係る規定については省令改正を行っていない。
	b オンライン請求されたレセプトに関して、医療行為発生後最長約3ヶ月間かかっている診療報酬の支払までの期間を、保険者側の協力を前提に短縮すること、診療報酬点数における加算について、オンライン請求の、より効果的インセンティブとなるような見直しを実施することなど、医療機関のオンライン請求化を促す仕組み、すなわち、医療機関へのインセンティブ施策を検討する。また、医療機関において、オンライン化に適合した請求システムが円滑に導入されるよう、請求システムの標準化、互換性、セキュリティの確保等の環境整備を図る。審査支払機関に対し、オンラインを導入した保険者と導入しない保険者間の手数料の差を拡大させることについても併せて検討させる。	結論	(厚生労働省) 診療報酬の支払までの期間を、保険者側の協力を前提に短縮することについては、原則完全オンライン化が達成される平成23 年度の段階においては、保険者への請求を数日間短縮することが可能と見込まれるところ。 医療機関における環境整備については、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」の見直しを行い「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」との整合性を図ったところ。 審査支払機関に対し、オンラインを導入した保険者と導入しない保険者間の手数料の差を拡大させることについては、社会保険診療報酬支払基金において、平成20年度より、オンラインを導入した保険者の手数料を、導入しない保険者の手数料より2円20銭引き下げることとしたところである。 平成20年度の診療報酬改定においては、レセプトオンライン化が義務化された、医療法上の許可病床数が400床以上の保険医療機関について、電子化加算の算定対象外とし、同加算がレセプトオンライン化のインセンティヴであることを明確化したところ。
審査支払機関の国	社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子	逐次実施	(厚生労働省)
T化の推進	レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務		電子レセプトに対応した投資については、審査支払機関にお
(厚生労働省)	全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するな		いては、平成 18 年度に、今後の電子レセプトの増加に対応でき
	ど、審査の質の向上と効率化を図る。		るよう医療事務電算システムの機器更新等を行ったところ。
			また、社会保険診療報酬支払基金においては、オンライン請し、水に係る其般整備やオンライン専用認証目を構築し、収成40年
			7月からは保険者へのオンライン請求を開始したところである。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)			
事項名	措置内容	実力	施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争 垻 石		平成 19 年度	20 年度 21 年度	
レセプトのデータベ ースの構築と利用環 境の整備 (厚生労働省)	にレセプトデータの収集・分析体制を構築し、平成 23 年度 以降は全国のレセプトデータを収集・蓄積・活用できる体制 を構築、運用する。	結論	平成20年度から措置	(厚生労働省) 平成 19 年 7 月より「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」を開催し、個人情報の保護に十分留意した上で、高齢者医療確保法第 16 条に基づき保険者等から提供されたレセプト情報等を、医療サービスの質の向上等のために分析・活用することを求める旨取りまとめていただいたところ。
	b レセプトオンライン請求化による診療情報の収集・蓄積に加え、平成 20 年度から特定健康診査の実施により、健康情報についても収集・蓄積されることになるが、これらの収集・蓄積された膨大な診療・健康情報を相互に関連づけるほか、必要に応じて分析上有用な他のデータベースとリンクさせることにより、データウエアハウス化(DWH)が可能となる。 このデータウエアハウスについては、例えば統計法などの取り扱いを参考にしつつ、その恣意的な利用を防ぐとともに、国の独占利用を排除し、民間への開放を前提とした利用ルールを確立し、国民の健康の増進に資する幅広い分野での利用を図る。	結論	平成20年度から措置	(厚生労働省) 平成 19 年 7 月より「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」を開催し、個人情報の保護に十分留意した上で、高齢者医療確保法第 16 条に基づき保険者等から提供されたレセプト情報等を、医療サービスの質の向上等のために分析・活用することを求める旨取りまとめていただいたところ。
電子カルテシステムの普及促進 (厚生労働省)	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会が「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成 13 年 12 月)で提言した平成 18 年度までに全国の診療所の6割以上、400 床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、地域中核病院等にWeb型電子カルテを導入して診療所等の電子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講ずる。	措置		(厚生労働省) 電子カルテの導入状況は、400 床以上の一般病院で 21.1%、一般診療所では 7.6% (平成 17 年 10 月:厚生労働省医療施設調査)であったが、平成 18 年1月に策定された「IT新改革戦略」も踏まえつつ、普及を図っているところ。さらには、「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告(平成 17年5月)において電子カルテの現状と普及のための課題を示すとともに課題解決に向けた検討の視点と取組の方向性を提言したところである。また、医療機関における費用負担の軽減に資する Web 型電子カルテを利用した地域診療情報連携推進事業(補助事業)について引き続き実施するとともに 19 年度は医療機関等の情報連携のための医療用語及び関連性コードの標準化や医療情報システムの相互運用性確保に向けた取組を手がける等、医療機関がITを導入しやすくなるような環境整備に取り組んでいるところである。

規制	制改革推進のための 3 か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決)		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等
学 块 口	b 電子カルテにおける用語・コードとレセプトにおける用語・コードの整合性を図り、カルテからレセプトが真正に作成される仕組みを構築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を積極的に推進することとし、そのための実効性ある方策を講ずる。	平成 19 年度 20 年度 21 年度 逐次実施	(厚生労働省) 用語・コードについては、平成 15 年度までに9分野(病名、手術・処置名、臨床検査、医薬品、医療材料、症状・診察所見、画像検査名、看護用語・看護行為、歯科領域)の標準マスタの一定の整備が終了しており、カルテ・レセプト間の整合を図り、相互の利用を可能なものとした。また、電子カルテ等の医療のIT化を支援するため、標準化の推進や安全な情報連携基盤の構築等の基盤整備を進めるとともに医療機関における費用負担の軽減に資するWeb型電子カルテを利用した地域診療情報連携推進事業(補助事業)を引き続き実施した。なお、レセプト電算に係る傷病名コードとメディスによる標準病
	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療機関において継続的に運用されるよう、システム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテシステムを用いた望ましい診療行為や医療機関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策定し、措置する。	措置	名コードについては、その紐付けを行っているところ (厚生労働省) 平成 18 年1月に策定された「IT新改革戦略」に沿って医療機関の機能、規模、特性等を考慮した目標に応じた情報化を評価するための指標(評価系)の開発に関する検討を行った。また、医療機関の継続的かつ効果的なIT化を推進するため、自治体にITリテラシーの高い人材を育成すべく、国立保健医療科学院において、地域の医療情報化に貢献する人材育成に関わる研修を実施した。
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。	逐次実施	(厚生労働省) オーダーエントリーシステムの導入は特に大規模病院で進んでいる(400 床以上の一般病院では72.9%、平成17年10月:厚生労働省医療施設調査)。 また、平成17年度税制改正において医療の安全に資する医療用機器等(医療情報読取装置等)の特別償却制度の適用期限の延長及び、対象設備の追加(生体情報モニタ等・ナースコール連動システム)を行った。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)	定)における決定内容	
事項名	世里山京	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争坦石	措置内容	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
診療情報等の共有 の促進と電子カルテ の標準化促進 (厚生労働省)	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	逐次実施	(厚生労働省) 患者本位の質が高く効率的な医療の実現に向け、平成 14 年度から、地域の医療機関がネットワークを組んだ形で電子カルテシステムを導入することにより、地域の特性、各医療機関の専門性に応じた地域診療連携を図るための事業を実施している。 また、健康情報は極めて機微な個人情報であるため、情報連携の推進にあたっては漏洩等を防止するための万全のセキュリティの確保や連携のための共通基盤の整備が必要とされ、平成18 年度に医療従事者等の認証基盤の構築(保健医療福祉分野
	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医療における IT 化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な 課題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進手段を政府として明確にし、実行する。	逐次実施	の公開鍵基盤)や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定を行った。 (厚生労働省) 平成 15 年度までに9分野(病名、手術・処置名、臨床検査、医薬品、医療材料、症状・診察所見、画像検査名、看護用語・看護行為、歯科領域)の標準マスタの一定の整備が終了しており、その改善と普及を図っている。また、標準的電子カルテに求められる情報項目、機能等の基本要件、用語・コードの標準化等について、平成 17 年5月「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告にて明示し、国際的医療情報交換規約に準拠した診療情報提供書等の出入力を可能とするシステムを平成 18 年度に構築した。なお、レセプト電算に係る傷病名コードとメディスによる標準病名コードにのには、その紐付けを行っているところ。
	c 医療機関が他の医療機関など外部に提供する電子的診療情報については、世界的に普及しているデータ交換規約に様式を統一することを制度化する。また標準化された電子的診療情報は、患者個人の所有物であるとの原則の下、当該情報について患者個人が自由に管理あるいは外部組織に保存を委託し、疾病管理に利用するなどその環境整備についても早急に検討を進める。	結論	(厚生労働省) 平成 19 年度に「保健医療情報標準化会議」を開催して検討を行い平成 20年3月に一定の見解を示した。 また、電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の意志に基づいて健康情報を有効に医療へ活用するための方策の実証に総務省・経済産業省と連携の下、平成 20 年度から取り組むこととしている。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 垻 名	措 置 内 容 	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存(厚生労働省)	電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存については、情報の安全確保等、外部保存受託機関として満たすべき技術及び運用管理上の要件を示したガイドラインを速やかに開示、周知徹底し、診療情報の電子化及び患者の診療継続等のための医療機関間での情報共有を推進する。 【平成17年3月「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」】	逐次実施	(厚生労働省) 「医療情報ネットワーク基盤検討会」の最終報告を踏まえ、平成 17 年 3 月に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を公表し、都道府県を通じて周知を図った。 また、「IT新改革戦略」において"安全なネットワーク基盤の確立"が掲げられ、他方情報セキュリティ政策会議により決定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係わる基本的考え方」においては、"医療"をIT基盤の重大な障害によりサービスの低下・停止を招いた場合、国民の生活に深刻な影響を及ぼす"重要インフラ"と位置付けられた。 これらを背景に当省では、想定される用途、ネットワーク上に存在する脅威、その脅威への対抗策、普及方策とその課題等、様々な観点から医療関係機関を結ぶ際に適したネットワークの要件及び自然災害、サイバー攻撃等によるIT障害対策への医療分野での対処法策について本ガイドラインを平成18年度に改定した。 さらに、医療情報の取り扱いに関する事項及び無線・モバイルを利用する際の技術的要件等に関する事項について本ガイドラ
遠隔医療等の医療 分野のIT化の推進 (厚生労働省)	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。 b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。	逐次実施逐次実施	インを平成 20 年 3 月に改定した。 (厚生労働省) 平成 13 年度より地域医療の充実のための遠隔医療補助事業を実施し、遠隔画像診断や遠隔病理診断等の遠隔医療が全国的に普及してきた。 施設間の連携を含めた医療情報システムの相互運用性確保策等については経済産業省とも連携しつつ推進しているところであり、当省では平成 19 年度から各ベンダーの医療情報システムの相互運用性を検証する取組を支援し、その検証結果(情報システム名)をユーザーとなる医療機関等に公表する事業に取り組んでいるところである。 (厚生労働省) 平成 15 年度に薬局機能評価検討事業において策定した「薬局機能評価マニュアル」をもとに、精査してきた薬局機能の指標となる項目を参考として、省令改正(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成 19 年厚生労働省令第 28 号))により、薬局機能情報をインターネット等で分かりやすく住民・患者に情報提供する制度を創設した。(平成 19 年 4 月 1 日施行)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名		実力	実 施 予 定 時 期		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
尹均口	1月	平成 19 年度	20 年度	21 年度	
医薬品·医療材料	標準コード付与については、医薬品において、既に通知	結論·措置			(厚生労働省)
への標準コード付与	が出され、平成 20 年 9 月までに標準コードの整備が図られ				医療機器等への標準コード付与の実施要項を取りまとめ、平
(厚生労働省)	る予定である。医療材料においても、通知を発出し、標準コ				成 20 年3月に、「医療機器等へのバーコード表示の実施につい
	ード付与の整備を図り、その効果の拡大を図る。				て」(平成 20 年 3 月 28 日付け医政経発第 0328001 号厚生労働
					省医政局経済課長通知)を発出した。

ウ 保険者、保険運営、審査支払等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名		実施予定時	期		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
	1H EL 13 ET	平成 19 年度 20 年度	21 年度		
保険者の自主的運	保険者の自立的な運営のため、各種許認可手続など、一	逐次実施		-	(厚生労働省)
営のための規制緩和	層の規制緩和等の措置を講ずる。				保険者から要望があれば聴取するとともに、逐次検討し結論
等の措置					を得ることとしている。
(厚生労働省)					
医療機関・薬局と保	「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25	逐次検討・結論	Ħ	-	(厚生労働省)
険者間の直接契約に	日閣議決定)における「保険者と医療機関の直接契約が進められる				保険者から要望があれば聴取するとともに、逐次検討し結論
関する条件の緩和	よう、現行の契約条件等について過度な阻害要件がないか等につ				を得ることとしている。
(厚生労働省)	いて保険者の意見を踏まえつつ、条件緩和について検討する。				
	【逐次検討】」との決定を踏まえ、例えば以下のような事項について、保険者からの要望があれば積極的に聴取するとともに、「健康				
	て、休候省からの安全があれば慎極的に職取することでに、一健康 保険法第76条第3項の認可基準等について、(平成15年5月20日				
	健康保険組合理事あて厚生労働省保険局長通知 保発第				
	05200001号)及び「保険薬局に係る健康保険法第76条第3項の認				
	可基準等について」(平成17年3月30日 健康保険組合理事あて厚				
	生労働省保険局長通知 保発第03300002号)の通知における要				
	件の見直しについて結論を出す。				
	・直接契約の対象医療機関や対象薬局の名称等の内容を保険				
	者の組合規約に明記すべきとする要件を廃止すること。				
	・認可申請の際にフリーアクセスを阻害していないことを客観的				
	に証明するために保険者に提出が求められている書類の記載内				
	容を簡素化すること。				
	契約医療機関における当該保険組合加入者の受診増が、保				
	険者の責による場合を除き、認可後の監督等の対象事項とされ				
	ている「契約医療機関による患者のフリーアクセスの阻害行為」に				
	は当たらないことを明確化するとともに、契約後の各種報告を簡				
	素化すること。				

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
		実力	施予定時	:期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事項名 		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
事 項 名 審査支払機関間 の競争環境の整備 (厚生労働省)	措置 内容 ・認可後に地方厚生(支)局へ提出すべき事項から、保険者が持ち得ない、若しくは入手し難い情報(契約医療機関における当該保険組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数等)を削除すること。 ・診療報酬点数の範囲内で契約による定められる価格設定が、契約当事者間の合意があれば、より自由に設定できるよう、要件を緩和すること。 ・認可を取消された場合であっても保険者、保険組合加入者の受診機会の継続性の確保のため、当事者間の合意があれば、一定期間、継続的に運用を可能とする猶予措置を講じること。 a 更なる受託競争の促進による審査・支払業務の効率化を図るため、保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査・支払を委託することができる旨、周知徹底する。 b 各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を		施 予 定 時 20 年度		(厚生労働省) 平成 19 年4月より、健康保険の保険者及び国民健康保険の保険者は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)のいずれに対しても審査・支払を委託できる仕組みとしたところ(健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第5項)であり、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるための制度改正の関係通知(以下「関係通知」という。)において、周知徹底を図ることとしたところ。 (厚生労働省) いずれも支払基金においては公開しているが、国保連においては各都道府県における公開事項等が一様ではないため、関係通知において、これらの情報の公開について、支払基金と国保連との統一的ルール
	公開する際の統一的なルールを設定する。 c 保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示、保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備、診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する等の審査ロジックの公開、紛争処理のあり方の見直しを行う。				を設定し、公開させることとしたところ。 (厚生労働省) 保険者・審査支払機関間の契約モデルの提示については、関係通知にあわせて、健保組合が支払基金との契約を解除する場合等の契約モデルを提示することとしたところ。 保険者が指定した審査支払機関にレセプトが請求されるようなインフラの整備については、制度改正のためのパブリックコメントを開始したところ。審査ロジックの公開については、「電子点数表」をホームページ上に公表したところ。支払基金においても、新たなASPチェックロジックの作成・公開等を予定しており、国保連においても、判断が困難な審査事例の全国調査・研究の結果を公表するべく作業を進めているところ。 紛争処理のあり方の見直しについては、保険者から要望があれば聴取するとともに、逐次検討し、結論を得ることとしている。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定			
東 5 4	# \$ 4 60	実施予定時期		講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事項名	措 置 内 容	平成 19 年度 20 年度 21 年度	Ī	
社会保険診療報酬	健康保険組合における診療報酬の審査・支払に関する事務に	逐次検討・結論	-	(厚生労働省)
支払基金の業務の民	ついては、従来、社会保険診療報酬支払基金に委託するよう通知			保険者から要望があれば聴取するとともに、逐次検討し結論
間開放	により指導されていたが、現在当該通知は廃止され、健康保険組			を得ることとしている。
(厚生労働省)	合自ら又は社会保険診療報酬支払基金以外の第三者の審査支払			
	機関による診療報酬や調剤報酬の審査・支払が可能となっている。			
	したがって、健康保険組合から直接審査・支払についての具体			
	的な要望が厚生労働省に寄せられた際には、その内容について速			
	やかに検討・結論を出す。			
	また、オンライン請求などのIT化の進展や、上述した支払基金以			
	外の者による審査・支払の普及等に応じて、特定業務への特化を			
	図るなど、支払基金の業務の民間開放についても推進する。			
社会保険診療報酬	支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、審査のあり方	平成19年末ま		(厚生労働省)
支払基金の業務効率	を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画	でに業務効率		支払基金に対し、オンライン化の進展に合わせて、審査のあり
化	(400 床以上の病院のレセプトオンライン請求化が義務化される平	化計画、		方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化
(厚生労働省)	成20年度から、原則完全オンライン化が実現する平成23年度まで	平成 19 年度		計画の作成を促し、支払基金において、平成 19 年 12 月に業務
	の年度ごとの数値目標を含む工程表など)の作成を促し、この計画	末までに手数		効率化計画をとりまとめ、公表したところ。
	に基づく審査・支払業務に係る手数料の算出根拠を明らかにし、手	料適正化の		手数料適正化の見通しについても、支払基金において、当該
	数料適正化の数値目標を明示させる。尚、こうした業務効率化計画	見通しを作成		計画を踏まえて平成 20 年3月にとりまとめ、公表したところ。
	及び手数料適正化の見通しについては、広く国民の知るところとな			
75 55 (5.84 (5.4 5.4 5.4 5.4 5.4 5.4 5.4 5.4 5.4 5.4	るよう、具体的且つ分かり易くホームページなどで公表させる。	<u> </u>		
健康保険組合の規	健康保険組合の規約変更については、厚生労働大臣の認可制	逐次検討·結論	-	(厚生労働省)
約変更の届出制化等	から事後届出制に変更する事項について保険者の意見があれば、			保険者から規約変更に関する見直しの要望があれば聴取す
(厚生労働省)	それらの意見を踏まえ、その適否について速やかに検討し、届出			るとともに、逐次検討し結論を得ることとしている。
m +	の対象とする事項の拡大等を図る。	\7\£		
患者への情報提供	被保険者への情報提供等、保険者のエージェント機能の充実を	逐次実施	-	(厚生労働省)
等のエージェント機能	図るため、以下に示すような内容について、必要に応じ周知を図る。			保険者からの要望を踏まえ、逐次実施することとしている。
の充実	・保険者が医療機関に係る情報収集を行い易いような方策を講			
(厚生労働省)	じるとともに、保険者がそれらの情報を公表することや、被保険者			
	による評価を反映すること、また、そうした情報を用いて被保険者 に対して優良医療機関を推奨することを可能とする等、被保険者			
	に対して優民医療機関を推奨することを可能とする寺、板体映有 の自己選択を支援する取組。			
	の自己選択を支援する収組。 ・ 査定減額の際の患者の一部負担金の過払いの問題等の解消			
	・ 直足減額の際の患者の一部負担金の過払いの同題等の解析 に向け、被保険者の一部負担金に係る査定減額相当分につい			
	て、被保険者の代理者として保険者が医療機関に返金請求を行			
	うことができることを周知徹底するとともに、保険者が被保険者へ			
	の返金分を代理受領し、被保険者への返戻を可能とする等、保			
	険者が被加入者の権限行使をサポートするような取組。			
	アカロロスルスログでではコスケッか、「ソッチンの4人でし			

工 診療報酬

19 15 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)			
λπιμ:		実施予定時期	1	講ぜられた措置の概要等
事 項 名	措 置 内 容			調 に り 化 た 拍 且 の 体 安 寺
競争政策の観点か	競争政策上のインセンティブという観点から患者に対して	逐次実施	-	
らの医療費体系の見	より良い医療を提供した者がより評価されるという医療費体			
直し	系の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。			
(厚生労働省)				
医療費体系の在	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検	逐次実施	-	
り方	討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を			
(厚生労働省)	進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。			
診療報酬点数算定	a レセプトのオンライン請求の基礎となる電子点数表につ	平成20年度点数表の完成、		(厚生労働省)
ルールの簡素化、明	いて、平成20年度診療報酬改定に合わせ早期に完成させ	平成23年度までにロジックの整備		平成 20 年度の診療報酬改定においては、保険医療機関、審
確化	るとともに、将来的にはオンラインを利用した、迅速かつ適			査支払機関等のシステム開発、改修等を担う民間のコンピュータ
(厚生労働省)	正な審査が実施できるよう、電子化をにらみつつ、引き続き			ベンダから、診療報酬の算定ロジックの不明確な部分を改善す
	点数計算ロジックをより明確にする。なお、電子点数表の作			るための意見を伺い、わかりやすい診療報酬体系とするための
	成に当たっては、出来得る限り簡素化し、いつでも、また誰			取組を行い、当該算定ロジックの組み込まれた電子点数表を公
	でも、そしてそのままの状態で利用可能なものとする。また		=	表したところ。
	電子点数表作成に際しては、病院、保険者、支払基金、国			
	保連それぞれのシステム開発を担う民間と協力して進め			
	გ.		ļļ	
	b 診療報酬体系の見直しについては、医療にかかるコスト	逐次実施		(厚生労働省)
	を適切に把握するための調査を検討するとともに、新技術			平成20年度の診療報酬改定においては、新規医療技術の保
	の導入について学会の調査等の結果に基づく評価を行う			険適用、既に保険適用されている医療技術の評価の見直し等に
	など、医療機関のコストや機能の適切な反映、医療技術の			関する学会等からの要望を受け付け、中央社会保険協議会の
	適正な評価等の基本的考え方に立って見直しを進める。			下の診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会における科学
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		的評価を踏まえて、医療技術の適切な評価を行ったところ。
	て 算定ロジックの変更等を伴う改定の場合には、実施まで	逐次実施		(厚生労働省)
	の医療機関におけるレセプト電算システムの修正に要する			平成 20 年度の診療報酬改定においては、平成 18 年度の診
	期間についても配慮する。			療報酬改定時よりも一日早い、3月5日に診療報酬関係の告示
(無物は中土はの)	「「「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「	海海中 佐	+ +	を公表したところ。
価格決定方法の 見直し	既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再評価 を実施し、効能が認められなくなったものの承認を取り消す	逐次実施		(厚生労働省) 再評価を受けるべき医薬品の指定については、薬事法(昭和
^{兄且し} (厚生労働省)	を実施し、効能が認められなくなったものの承認を取り消9 などの措置を講ずる。		,	再評価を受けるべき医薬品の指定については、楽事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 114 条の 6 第 1 項に基づき、薬事・食
(字土方側目) 	はこいが日旦で碑りる。 			35 午法律弟 145 亏)弟 114 宗の 6 弟 1 項に奉うさ、楽争・艮 品衛生審議会の意見を聴いて行っているところ。再評価の結
				□関王番職会の息見を聴いて1]りているところ。丹評画の編 果、既存の効能が認められな〈なった等薬事法第 14 条第 2 項
				未、成仔の効能が認められなくなりた寺楽事法第 14 宗第 2 頃 各号に該当すると認められた場合には、承認を取り消す又は再
				音号に該当9のと認められた場合には、承認を取り月9又は再 評価結果に適合するように当該医薬品の製造承認事項の一部
				計画紀末に過点するよりに当該医案品の製造承認事項の一部 変更を命ずる措置を講じてきているところ。
			2	久丈でませる。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事項名	措置内容	実施予定時期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 垻 名	措置内容	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
中央社会保険医療協議会(中医協) 改革の実施 (厚生労働省)	中医協については、次のような機能、組織の改革を実施する。また、その運用状況を注視し、必要に応じて見直しを行う。(第164回国会に関係法案提出) a 改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な医療政策の審議については、社会保障審議会にゆだね、そこで「診療報酬改定に係る基本方針」を定め、中医協においては「基本方針」に沿って、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議を行うこと。 b 支払側委員及び診療側委員の委員構成については、医	必要に応じ見直し	- (厚生労働省) 平成20年度の診療報酬改定においては、社会保障審議会において取りまとめられた「平成20年度診療報酬の基本方針」に基づき、中央社会保険医療協議会において具体的な診療報酬の点数設定を行ったところ。
	療費のシェア、医療施設等の数、医療施設等従事者数、患者数等の指標を総合的に勘案しながら、明確な考え方に基づいて決定すること。 c 中医協外で審議・決定された基本的な医療政策に沿って中医協において改定がなされたかどうかを検証すべく、診療報酬改定結果を客観的データによって公益委員が事後評価すること。	VII via chiate	(厚生労働省) 平成18年度の診療報酬改定については、中央社会保険医療協議会の下の、公益委員により構成される診療報酬改定結果検証部会において、明細書の発行状況や後発医薬品の使用実態等の12の特別調査等を行い、当該調査・検証結果等を踏まえ、平成20年度の診療報酬改定を行った。
包括払い・定額払 い制度への移行の促 進 (厚生労働省)	a 現在行われている DPC について、その影響・効果を早期に検証し、より精緻化された、実効性のある DPC の実施に向けて検証を進める。	逐次実施	(厚生労働省) 平成 20 年度の診療報酬改定においては、DPCについて、中央社会保険医療協議会の下の診療報酬調査専門組織DPC評価分科会におけるDPCの診療実態に係る調査・検証を踏まえ、・3日以内の再入院は1入院として取り扱う・DPCのレセプト請求時に包括評価部分に係る診療情報を添付することを義務付ける・診療実態に合わせて診断群分類や調整係数を見直す等の措置を講じたところ。
	b 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」(平成 17年 3月 25日閣議決定)の「3 診療報酬体系の透明化とEBMの一層の推進」の「(3)診療報酬の診断群分類別包括支払い方式の普及と定額払い方式への移行促進」に基づき、DPC の試行的導入の検証結果を踏まえ、最終的な目標としての診断群別定額払い方式の導入を、海外における診断群別定額払い方式(DRG - PPS(Diagnosis Related Group - Prospective Payment System)等)の導入効果を参考にして、検討し、結論を得て実施する。	結論·措置	(厚生労働省) 平成20年度の診療報酬改定においては、標準的な治療方法が確立されており、手術に伴う入院期間及び費用に大きな変動がない15歳未満の鼠径ヘルニア手術について、1手術当たりの診療報酬の支払い方式を試行的に導入したところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容						
事項名		実力	色 予 定 時	,期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	
事 坎 口	1月	平成 19 年度	20 年度	21 年度		
地域医療に貢献す	夜間対応、休日開業、在宅医療、また地域連携による	検討、結論			(厚生労働省)	
る医療機関に対する	それらの 24 時間対応等、地域医療に貢献する医療機関				平成 20 年度の診療報酬改定においては、	
診療報酬評価	に対する診療報酬上の評価については、平成 18 年度診				・病院勤務医の負担軽減のため、軽傷の救急患者を地域の身	
(厚生労働省)	療報酬改定においても一定程度行われたところである				近な診療所において受け入れる観点から、診療所における夜	
	が、改定後の状況を踏まえた診療報酬上の評価の在り方				間、早朝、休日等の診療を新たに評価する	
	について、今後さらに検討し、結論を得る。				・ 後期高齢者の診療報酬体系を創設するに当たり、在宅患者	
					の療養生活を支援する観点から、医療・介護サービスの連携	
					強化、訪問看護の充実、退院調整や緊急入院などの入院医	
					療等について診療報酬上の評価を行う	
					・ 地域連携クリティカルパスによる療養を提供した場合に診療	
					報酬を算定できる対象疾患に脳卒中を加える	
					・ 在宅患者の療養支援を 24 時間体制で行う在宅療養支援病	
					院を新設する	
					など、夜間対応、休日対応、在宅医療、地域連携等の地域医療	
					に貢献する医療機関に対する評価を行ったところ。	

オ 経営の近代化等

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期 平成19年度 20年度 21年度	講 ぜられた措置の概要等
株式会社等による医療経営の解禁 (厚生労働省)	構造改革特区における株式会社による医療機関経営の 状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に 検討を進める。	逐次検討	(厚生労働省) 当該特別区域については、平成20年2月4日に特区評価・ 調査委員会により意見が提出され、平成20年度以降に評価を 行うこととしたところ。
株式会社による医療機関経営への参入 等医療機関経営の多 様化 (厚生労働省)	特区において、株式会社が直接経営する医療機関が取り扱うことのできる医療行為の範囲については、各地方自治体等から具体的な要望があれば精力的に追加の検討を行う。	平成 19 年度以降検討	- (厚生労働省) 特区において、株式会社が直接経営する医療機関が取り扱う ことのできる医療行為の範囲については、各地方自治体等から 具体的な要望があれば精力的に追加の検討を行うこととしてい る。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)	<u></u>			
* ** **		実力	施 予 定 時 期		講ぜられた措置の概要等
事項名	措 置 内 容 	平成 19 年度	20 年度 21 年度		
医療法人における	医療法人制度改革の趣旨を踏まえ、従来の経過措置型	検討、	·	(厚	生労働省)
非営利性の徹底とガ	医療法人においては、社員の持ち分に応じた払い戻し請求	速やかに		i	都道府県の医療行政担当者が出席する会議等の場を通じ、
バナンス等に係る経	により、安定的な法人運営に支障が生じるおそれがあり、移	措置		今	般の医療法人制度改革の趣旨及び経過措置型医療法人から
営安定化	行によってこれを一定予防できるという利点についての理解			の	多行促進について周知を行ったところ。
(厚生労働省)	を広めること等移行促進を図るための方策を検討し、措置す			ま †	と、外部の意見の取り入れるシステムの導入については、移行 📗
	る 。			の 3	実態や医療法人の類型に即して検討する。
	さらに、医療法人の経営のより一層の近代化・安定化を図				
	るため、株式会社の一部が採用している社外役員制や経営				
	委員会制等を参考にした、外部の意見を取り入れるシステム				
	を社団医療法人においても導入を可能とするための方策に				
	ついて検討し措置する。				
病院における民		. — . — -	は立行政法人設立後の	-	
間参入の推進	き、平成16年度からの独立行政法人化が進められている		期目標期間終了時に		
(厚生労働省)	が、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方につい	速力	♪かに検討・結論		
	て、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政		ļ		
	法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検				
	討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講				
	9 ©。 b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が	 			
	0 社会保険病院、厚土生金病院については、現住、国が 施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。		还 从 关	(・エカ関目) 社会保険病院については、「社会保険病院の在り方の見直しについ
	加設を設置し、経言は公皿次入寺に安託して行うている。 国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる			1 1	(平成14年12月25日厚生労働省方針)に基づき、効率的な病院運
	病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲			1 1	、平成15年12万25日孝王万箇首万里7に盛っさ、初平的な病院建一 こ努める観点から、各病院に平成15年度を初年度とする3カ年(経過一
	を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。				置期間)の経営改善計画を策定した。
					今後、経過措置期間中における経営改善期間中における経営改善
				1 1	を 全成状況や収支状況、病院機能等を勘案した上で、整理合理化計画
					を定することとしている。
					また、厚生年金病院については、「年金の福祉施設等の見直しにつ
					て(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏ま
					平成 17 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人年金・健康保険福
					他設整理機構において、民間への譲渡等による整理合理化を進める
				ا ت	としている。
				7	これらの病院の整理合理化に際しては、平成 17 年の「独立行政法人
				1	金・健康保険福祉施設整理機構法案」審議時に衆議院厚生労働委
					会の附帯決議でも示されたように、地域の医療体制を損なうことのな
				1 1	はう、これらの病院が現に地域で果たしている役割をどのように維持し
					いくかを念頭に置きながら、整理合理化計画の策定に向けた検討を
				進	かている。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決策		
事項名	措置内容	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 坎 口		平成 19 年度 20 年度 21 年度	
	c 労災病院については、平成16年度から独立行政法人化	遅くとも独立行政法人設立後の	(厚生労働省)
	し、一部について廃止、民営化等をすることとされている	最初の中期目標期間終了時に	平成 16 年 3 月 30 日に策定した「労災病院の再編計画」に基
	が、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方につい	速やかに検討・結論	│ │ │ づき、平成 19 年度までに5病院を廃止、4病院を2病院に統合 │
	て、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政		し、計画策定時の 37 病院を 30 病院とした。
	法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検		さらに、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19
	討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講		日閣議決定)を受け、中期目標期間終了時の検討を1年前倒し
	ずる。		で行った結果、平成 19 年 12 月 24 日に「独立行政法人整理合
			理化計画」を策定した。

カ 医薬品·医療材料、承認審査等

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)				
事項名	措置 内容	実 施 予 定 時 期			講ぜられた措置の概要等
尹坦口	14	平成 19 年度 20 年度	21 年度		
治験実施体制の	治験について、治験コーディネーターの養成、治験実施	逐次実施			(厚生労働省)
整備、促進	医療機関における治験実施体制の整備を促進するととも				平成19年3月に文部科学省と合同で策定した「新たな治験活性
(厚生労働省)	に、被験者及び治験実施医師等の治験 に関するインセン				化5カ年計画」に基づき、中核病院・拠点医療機関を選定し体制
	ティブの在り方、治験実施医療機関の治験審査委員会の機				整備を図る等治験を推進するための方策を講じているところ。
	能強化に関する方策等について検討し、治験の質の向上を				
	含め、総合的な体制整備・推進策を講ずる。				
医療機器の内外	内外価格差の是正等に向けて、新しい医療機器の持つ				
価格差の是正等	医療費削減等の効果や、保険償還価格が開発供給事業者				
(厚生労働省)	に与えるインセンティブも考慮した総合的な視点から、以下				
	の事項について早急に調査、検討を行い、対策を講じる。				
	a 我が国における薬事法の承認審査に要する時間や医療	逐次実施		-	
	機器の流通実態等のコスト引き上げ要因について、その検				
	証に取組むとともに、外国における実態価格を正確に把握				
	するよう努めること等によって、外国平均価格調整制度の				
	的確な運用を図り、不合理な内外価格差を解消していく。				

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)	定)における決定内容	
* T 0	## BB	実 施 予 定 時 期	講 ぜられた措置の概要等
事 項 名	措 置 内 容	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
	b 医療機器の承認審査体制の充実と運用の円滑化を図るため、以下の施策を講じる。 ・ 承認審査体制の充実(医薬品医療機器総合機構の審査業務の効率化、第三者認証制度の対象となる医療機器の拡大、外部専門家の積極的な活用、メディカルエンジニア等の医療機器の専門家による審査の専門性の向上等)・ 海外治験データ(海外で実施された同製品等の治験結果等)の利用の円滑化、データ受入方法の明確化と周知徹底 ・ GCP(臨床試験実施基準)運用の円滑化 ・ 開発側と審査側とで共有できる客観的な各種基準の整備と周知徹底	逐次実施	(厚生労働省) 承認審査体制の充実については、平成19年度には、医療機器に関する臨床上の使用経験が豊富な医師を新たに配属したほか、既存の職員についても研修等により専門性の向上を図るとともに、承認審査過程において外部専門家による78回(平成19年12月現在)の書面協議、13回(平成19年12月現在)の面会協議が行われるなど、外部専門家を積極的に活用した。海外治験データの利用の円滑化、データ受入方法の明確化と周知徹底及びGCP(臨床試験実施基準)運用の円滑化を図るために、「医療機器に関する臨床試験の試験成績のうち国外で実施したものの取扱いについて」(平成18年3月31日薬食機発第0331006号)を発出したところ。 開発側と審査側とで共有できる客観的な各種基準の整備と周知徹底については、承認審査の簡素化を目的として承認基準を制定。(予定)
	c ライフサイクルが短く、機器の改良が逐次行われる等、医薬品と異なる医療機器の特性を考慮し、医療機器の特性を踏まえた審査基準の整備とその運用の円滑化等を図るため、以下のような対応を行う。 ・ 臨床試験の要否に関する判断基準等における国際的な整合性の確保の検討と推進 ・ 申請前時点における治験相談等の対話の充実等	逐次実施	(厚生労働省) 臨床試験の要否に関する判断基準等における国際的な整合性の検討と推進については、GHTF(日、米、EU、加、豪の規制当局及び産業界で構成される医療機器規制国際整合化会議)の臨床試験に関する作業グループの会議において医療機器の承認申請に必要な臨床試験の範囲等の共通化の実現に向けた検討を行っている。申請前時点における治験相談等の対話の充実等については、平成19年4月から、開発の促進や承認審査の迅速化に寄与するため相談メニューを拡充して医療機器の開発の各段階における様々なニーズにきめ細かく対応することとした。(平成19年3月30日薬機発第0330004号)
医薬品の薬価等 の見直し (厚生労働省)	規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日)の「(4)医療機器等の内外価格差の是正等」のにおける医療機器に関する承認審査に関する指摘と同様、医薬品の薬事審査、承認においても、承認審査体制の整備(承認審査の迅速化、医薬品医療機器総合機構の治験相談の改善等)等の課題もあることから、医薬品の安全性の確保に配慮しつつ、承認審査体制の充実、薬効別の臨床評価ガイドラインの作成・整備、海外治験データ利用の円滑化、開発側と審査側とで共有できる客観的な審査ガイドラインの整備等の承認審査の運用の円滑化を行う。	逐次実施	(厚生労働省) 医薬品に係る治験や承認審査の迅速化について、制度面、体制面など、諸課題全般について「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において検討を行い、平成19年7月に具体的方策について提言がとりまとめられたところ。現在、同検討会の提言も踏まえ、承認審査体制の充実強化、各種ガイドラインの作成など必要な取組を進めているところ。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)				
事項名	措置内容	実力	施予定時	- 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争块石		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
後発医薬品(ジェネ	画期的新薬については更に適切な評価を行うことを検討	検討、結論			(厚生労働省)
リック医薬品)の使用	する等、新薬開発のインセンティブに配慮するとともに、後				平成 20 年度薬価制度改革においては、イノベーションを適切に
促進	発医薬品の使用促進についても、現行施策の状況を踏まえ				評価する観点から、革新的新薬に対する加算の引き上げや、加
(厚生労働省)	つつ、診療報酬改定、薬価制度の体系の見直し等を含む更				算の要件緩和などを行ったところ。
	なる使用促進の方策について検討し、結論を得る。				また、後発医薬品の使用促進を図るため、
					・ 保険診療において、後発医薬品の使用を努力義務とする
					後発医薬品の使用促進を図る観点から、処方せん様式につ
					いて、処方医が後発医薬品への変更に差し支えがあると判断し
					た場合に、「変更不可」欄に署名等を行う方式へ変更する
					などの措置を講じた。
国際共同治験の	我が国の医薬品の開発・承認を促進するため、現在推進	措置			(厚生労働省)
促進	している国際共同治験をより活用することとし、その治験デ				国際共同治験が早期かつ効率的に行われるよう、「国際共同
(厚生労働省)	一夕の受入基準等を明確する等、治験が早期かつ効率的				治験に関する基本的考え方」(平成 19 年 9 月 28 日薬食審査発
51 11 14 FF - 7 17 1	に行われるシステムを構築する。		\ - .//-		第 0928010 号)を発出した。
欧米諸国で承認さ	欧米諸国で承認されているが本邦では未承認の医薬品		逐次実施		(厚生労働省)
れた医薬品の本邦に	については、それらの医薬品が迅速に国民に提供されるよ				欧米諸国で承認されているが、国内では未承認の医薬品(以
おける承認の促進	う、今後とも、専門家の意見を聞き、医療上の必要が高いと				下「未承認薬」という。)については、「未承認薬使用問題検討会
(厚生労働省)	評価されたものを対象に、必要な治験を早期に実施するよう				議」において平成20年6月までに計46品目の未承認薬の検討
	指導するとともに、優先的な承認審査等を行うことにより、本				を行い、治験未着手の未承認薬については、企業に早期開発を
医苯乙化士二胆	邦における迅速な承認を促進する。		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		依頼しているところである。
医薬品販売に関	医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の		逐次実施		(厚生労働省)
する規制緩和	医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準(例				厚生労働省内に設置した医学·薬学等の専門家で構成される
(厚生労働省)	えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故が				検討会において検討を行った結果、「安全上特に問題がない」も
	ほとんど認められないもの、など)に合致し、かつ保健衛生				のとして 371 品目が選定された。これらの品目について、平成
	上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについ				16 年 7 月 30 日から医薬部外品として、薬局・薬店以外の一般
	て、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。				小売店でも販売を可能としている。

キ 教育、臨床研修、資格、派遣等

1 お月、山川バー					
規刊 規刊	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定			. 440	** 1
事 項 名	措置内容		施予定時		講ぜられた措置の概要等
		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
派遣規制の見直	医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣	検討、結論			(厚生労働省)
l	の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の				医療従事者の労働者派遣については、「規制改革推進
(厚生労働省)	職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣				のための3か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)」を受け、
	労働を可能とするべく検討し、結論を得る。				医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用
					状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担
					への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とする
					べく検討し、平成 19 年度中に結論を得ることとしたところ。
					現在、地域医療支援中央会議を通じて医師派遣の状況やそ
					の効果について報告を受けるとともに、自治体病院に対する労人
					働者派遣事業者を通じた医師派遣の実績等について調査を行
					うなど、医療分野における労働者派遣の実態等の把握に努めた
					ところ。これを踏まえ、現状においては現行制度を維持すべきと
					の結論を得たところ。
専門職医療従事	患者の多様なニーズに対応するためには、様々な専門性		逐次実施		(厚生労働省)
者の充実	(知識・技術)に基づいた適切な治療やケアが行われること				平成17年2月から開催中の医師の需給に関する検討会にお
(厚生労働省)	が望まれている。また、そのような状況を踏まえ、医療従事者				いて、医師の養成・就業の実態、地域や診療科による偏在等を
	の専門性についても細分化・機能の分化が進んでいるが、				総合的に勘案し、平成 18 年 7 月に報告書を公表した。さらに緊
	現在、特に、麻酔、病理診断などの分野における医師につ				急医師確保対策(平成 19 年 5 月)等を踏まえ、医師不足の地域
	いては不足が指摘されており、その充実が求められている。				や診療科の医師を確保するため、医学部の定員を最大 395 名
	したがって、このような状況に対応するため、専門職の不足				増やすこととしたところ。
	を解消するための方策について検討し、措置する。				
医師·医療従事	医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新の知識及		逐次実施		(厚生労働省)
者の質の確保	び技能を修得できるような環境の整備を行う。その方策の一				医師臨床研修制度の充実のため、医道審議会医師分科会臨
(厚生労働省)	つとして、平成16年度からの医師の臨床研修化に向けた臨				床研修部会において必要な検討を行い、平成19年12月に報告
	床研修制度の改革や生涯教育の充実、研究の促進とその				書がとりまとめられたところ。部会の提言等を踏まえ、医師法第
	成果の普及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確				16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年
	保を図る。				厚生労働省令第 158 号)の改正を実施した。(平成 20 年 4 月 1
					日施行)

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決派	定) における決			
事項名	措 置 内 容	実力	色 予 定 時	期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 垻 名	措置内容	平成 19 年度	20 年度	21 年度	
医療従事者の資格制度の見直し (厚生労働省)	a 医師免許取得者については、平成18年の通常国会で成立した医師法等の改正における「行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務付け」等を実効性あるものとするため、当該制度を厳格に運用し、医師等の免許取得者の資質が確保できるように取り組む。なお、医療事故の発生予防・再発防止のため、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を引き続き行うとともに、事故発生の原因等の重大な情報を提供する等、国民に対し安心・安全で質の高い医療を提供するための施策を総合的な観点から講ずる。		逐次実施		(厚生労働省) 平成 19 年4月1日より行政処分を受けた医師等に対して再教育研修が義務付けられ、平成19年度においては合計99名の医師等に対して再教育研修を行うなど、医師等の資質の担保のため、当該制度の厳格な運用を行っている。
	b 医師の資質について専門的且つ客観的に定期的なチェックをするための取組を推進するほか、定期講習の受講等により医療保険制度や医療安全等の最新情報にキャッチアップするための取組、また、医療安全等に関するガイドライン等を提供、改定、周知すること等により医師の知識・技能と資質向上をサポートするための取組について、必要な施策を講ずる。	検討、結論			(厚生労働省) 院内感染症対策に資することを目的として、平成 19 年 5 月に院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きを作成し、全国衛生主管部局の院内感染症対策主管課あてに送付しており、その内容について適時更新し、周知しているところである。また、医療従事者の医療の安全性に対する認識や理解を深めることを目的として、全国各地において特定機能病院等の幹部職員や安全管理の責任者等を対象として医療安全確保に関する討議を行うワークショップを開催している。なお、平成 20 年度の診療報酬改定にあわせ、地方社会保険事務局において、管轄の地域の保険医等に対し、診療報酬改定説明会を行っているところ。
	c 専門医資格は学会等の医療従事者の自治・自発性の下で、公的にも一定のサポートを行うことを含め、患者から納得が得られる専門分野に係る国際標準にも合致する知識・臨床上の技能等を有する専門医の在り方について、速やかに検討する。 また、プライマリケアにおける総合的な診断力等の一層の向上のための研修内容の充実、全科に係る基本的な診断力を有する総合診療医の育成等についても、公的にもサポートを行うことを含め、プライマリケアを担う医師の知識・技能・資質の在り方についても、速やかに検討する。	結論			(厚生労働省) 「医療施設体系のあり方に関する検討会」における議論において、専門医のあり方については、現在の各学会の取組の位置づけを踏まえ、今後の取組状況、専門医に対する国民の意識を踏まえつつ、引き続き議論していく必要があるとの結論を得たところ。また、地域医療を支え、総合的な診療を担う医師の育成についても、大学における医学教育でどう取り組んでいくかなどが重要な課題であるとの結論を得たところ。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決派			
事項名	措置内容	実施予定		講 ぜられた措置の概要等
事 項 名 医師と他の医療従 事者等の間の役割分 担の在り方の見直し (厚生労働省)		平成 19 年度 20 年度 平成 19 年中結 逐次措置	21 年度	(厚生労働省) 医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の役割分担のあり方及び具体例についての検討・整理を行い、その結果を「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日付け、医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知)としてお示しした。また、看護職の教育の充実等については、「看護基礎教育の充実に関する検討会」において看護職のカリキュラムの充実等に必要な検討を行い、平成19年4月20日に報告書がとりまとめられたところ。検討会の提言を踏まえ、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成20年文部科
国家資格取得者 の就労制限の緩和 (厚生労働省、法務省)	EPA交渉における諸外国からの要望も踏まえ、我が国の 労働市場への影響や相手国における同様の職種の受入制度を勘案しつつ、EPA交渉において合意した場合には、医療分野の我が国の国家資格を取得した外国人に対しては、 就労制限の緩和を図る。	逐次実施		学省・厚生労働省令第1号)により、看護職のカリキュラムの改正を行うために必要な省令改正を行った。(平成20年4月1日施行) (厚生労働省、法務省) 日比経済連携協定における措置として、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師候補者の入国等を認めることについて、平成18年9月9日に日比両国政府間で日比経済連携協定の署名が行われ、同年12月6日に我が国の国会において承認されたところである。今後、我が国の看護師国家資格を取得したフィリピン人看護師に対して、看護師として引き続き就労が認められるといった就労制限の緩和を行う予定である。日尼経済連携協定における措置として、一定の要件を満たすインドネシア人の看護師候補者の入国等を認めることについて、平成19年8月20日に日尼両国政府間で日尼経済連携協定の署名が行われた。今後、我が国の国会の承認を得た後、我が国の看護師国家資格を取得したインドネシア人看護師に対して、看護師として引き続き就労が認められるといった就労制限の緩和を行う予定である。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事項名	世	実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等
事 垻 名	措置内容	平成 19 年度 20 年度 21 年度	
介護福祉士及びあ ん摩マッサージ指圧 師の就労制限の緩和 (厚生労働省、法務省)	介護福祉士及びあん摩マッサージ指圧師については、EPA交渉における諸外国からの要望も踏まえ、不法就労、不法滞在その他犯罪の防止等に留意し、我が国の労働市場への影響や相手国における同様の職種の受入制度を勘案しつつ、EPA交渉において合意した場合には、我が国の国家資格を有するなどの一定の条件に基づき、速やかに就労が可能となるように措置する。	逐次実施	(厚生労働省、法務省) 介護福祉士については、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者が、日本の介護福祉士国家資格を取得するための準備活動の一環として、我が国の介護関連施設等で就労することを一定期間(滞在期間の上限は4年)に限り認め、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労を認める措置を含む日比経済連携協定が、平成18年9月9日に両国間首脳によって署名され、日本では同年12月6日に同協定が国会承認されたとこる。今後、フィリピンの国会において協定が批准された後に協定が発効し、介護福祉士候補者の受入れが開始される予定である。インドネシアとの経済連携協定については、平成19年8月20日に両国首脳によって日尼経済連携協定の署名が行われた。介護福祉士については、日比経済連携協定と同様に、一定の要件を満たすインドネシア人の介護福祉士候補者が、日本の介護福祉士国家資格を取得するための準備活動の一環として、我が国の介護関連施設等で就労することを一定期間(滞在期間の上限は4年)に限り認め、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労を認める措置が行われることとなる。今後、我が国の国会において協定が批准された後に協定が発効し、介護福祉士候補者の
医師などの相互受 入取決めの締結の推 進 (厚生労働省、外務省)	在留外国人の生活基盤の充実という観点から、在留者の 多い国々などを中心に検討し、相互受入取決めを締結す る。	逐次実施	受入れが開始される予定である。 (外務省、厚生労働省) 平成 16 年 6 月に、「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成 16 年 6 月 22 日付け医政発第 0622004 号厚生労働省医政局長通知)を発出し、在留外国人の医療の便宜を図るため、相手国において我が国の医師又は歯科医師の受入れがない場合においても、一定の数の当該国医師等について、特例的な医師国家試験等を実施し、診療対象、診療場所等を限定した上で受入れを行うものとしている。
外国人医師等の相 互受入時の国家資格 の取得要件の緩和 (厚生労働省、外務省)	構造改革特別区域推進本部決定及び対日投資会議決定において、「現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れが無い場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診察対象を当該国民に限定する等の条件の下、受入れる措置を講ずる。(平成15年度中に実施)」こととしたが、実際に諸外国と取決めの締結に向けた交渉を行うに当たっては、交渉の状況に応じて、診察対象を「当該国民」に限らず当該相手国と密接な関係を持つ国の国民なども診察対象に含めることも考慮する。	逐次実施	(外務省、厚生労働省) 平成 16 年 6 月に、「外国の医師又は歯科医師の受入れについて」(平成 16 年 6 月 22 日付け医政発第 0622004 号厚生労働省医政局長通知)を発出し、特例的な医師国家試験等により医師免許を取得した外国医師等の診療対象を、当該国の国民及びこれに準ずる者に限るとしたところであり、交渉を行うに当たっては、当該相手国と密接な関係を持つ国の国民なども診療対象に含めることを考慮するものとしている。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決策				
事項名	措置内容	実 施 予 定 時 期		,期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
尹 埙 口		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
高度技能を有する	臨床修練制度の運用により、入国する外国人医師又は外	措置			(厚生労働省)
外国人医師の受入促	国人歯科医師が、医療に関する知識及び技能の習得に加				臨床修練制度の周知徹底や利用の促進等を図るため、外国
進	え、これに付随して行う教授を目的として臨床実施すること				医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関す
(厚生労働省)	は認められているが、当該制度の周知徹底を図るとともに、				る法律(昭和 62 年法律第 29 号)の外国語訳を行い、内閣官房
	臨床修練の許可に係る審査の迅速化を行う等、利用の促進				のホームページに外国語訳を掲載した。(平成 20 年 5 月 29 日
	と運用の円滑化のための必要な施策を引き続き講ずる。				に掲載)

ク その他(医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等)

	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期 平成19年度 20 年度 21 年度	講ぜられた措置の概要等
参入規制の緩和 (厚生労働省)	平成12年11月成立の改正医療法においては、都道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策として、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正当な理由がなく休止している際の開設許可等の取消しを可能とするとされており、これらの制度が適切に運用されるよう都道府県に対する情報提供・技術的助言等に努める。	適宜実施	(厚生労働省) 都道府県からの問い合わせに対して、随時助言・回答等を行っている。
人員配置標準の 在り方 (厚生労働省)	医療法の定める人員配置標準について、充足率の低い地域に関しては、充足率の改善のための施策を推進し、人員配置標準が守られるよう努める。	逐次実施	(厚生労働省) 医師の確保が困難なへき地等においては、病院におくべき医師の員数の特例を設け、病院からの申請に基づき、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、当該病院にかかる医師定員の変更を暫定的に許可できることとしたところ。(平成16年厚生労働省令第123号)
救急医療の再構築 (厚生労働省)	a 24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を早急 に整備する。	逐次実施	(厚生労働省) 先般改正した医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づき本年 4 月までに都道府県が策定することとなっている医療計画において、 救急医療を重点的に位置づけ、体制整備を促しているところ。 また、「産科救急搬送受入体制等の確保について」(平成 19 年 12 月 10 日厚生労働省医政局指導課長、厚生労働省雇用均等・児童 家庭局母子保健課長、総務省消防庁救急企画室長通知)を都道府 県あてに発出し、改めて現行の体制等について徹底した総点検を 行うとともに、受入可能な医療機関に関する情報の迅速で正確な更 新、受入医療機関の円滑な選定を支援する医師等の配置などの取 組を進めることを、要請しているところ。 なお、これらの取組を進めるため、来年度予算に所要の予算を盛 り込んでいるところであり、関係省庁と連携の上、救急患者を確実に 受け入れるシステムの構築に取り組むこととしている。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決策		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等
学 块 口		平成19年度 20年度 21年度	
	b 期待される役割を果たしていない救急医療機関については、他の医療機関と役割を交代させる等、救急医療体制が実際に機能するよう、適正な制度の運用管理を行う。	逐次実施	(厚生労働省) 救急病院・救急診療所については、3年毎の更新制とし、各都 道府県において、医療計画等に基づき認定されている。 また、救命救急センターについては、その診療体制等の評価 を実施し、評価結果を運営費補助等に反映させているところであ るが、現在、医療需要に応じた体制の確保を図るための制度の 見直しを行っており、来年度中に結果を取りまとめる予定。
	c ドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を要する患者が迅速に高度な救急医療を受けられる体制を早急に確立する。	逐次実施	(厚生労働省) 平成 19 年 6 月に成立した「救急医療用へリコプターを用いた 救急医療の確保に関する特別措置法」(平成 19 年法律第 103 号)において、ドクターへリの有効性に鑑み、地域の実情を踏ま えつつ全国的に配備することが目標とされたところ。「平成 19 年 6月 27 日施行」 これに基づき、予算措置等を講ずることにより取組を進めるこ ととしており、来年度予算においても、16 カ所分(前年度比 3 カ 所増)の予算を計上している。
(厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁)	d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	検討·逐次実施	(総務省) 総務省消防庁が開催する「災害時における消防と医療の連携 に関する検討会」による中間報告(平成 19 年 4 月)をうけ、災害 時における救急救助活動現場において、消防機関と医療機関 が一層の連携強化を図るべく、残された課題について、引き続き 検討会において関係機関が参画し検討を進めるほか、平成 19 年8月に発生した奈良県下における救急搬送事故等を受け、総 務省消防庁及び厚生労働省が共同し、救急要請における産科・ 周産期傷病者搬送実態調査を実施(平成 19 年 10 月)するととも に、当該調査結果を受け、各都道府県関係部局宛に共同通知 を発出し、産科を含む全般的な救急搬送受入体制の確保に努 めた(平成 19 年 12 月)。 さらに、消防機関と医療機関の連携の重要性が再認識された ことから、総務省消防庁が開催する救急業務高度化検討会にお いて「消防機関と医療機関の連携に関する作業部会」を設置(平 成 19 年 12 月)し、厚生労働省の積極的な参画のもと、受入医療 機関に関わる情報収集や消防機関から医療機関への情報伝達 のあり方等について更なる検討を進めた。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決				
事項名		実施予定時期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 垻 石		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
					(厚生労働省) 先般改正した医療法(昭和23年法律第205号)に基づき本年4月までに都道府県が策定することとなっている医療計画において、救急医療を重点的に位置づけ、体制整備を促しているところ。 また、「産科救急搬送受入体制等の確保について」(平成19年12月10日厚生労働省医政教指導課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長、総務省消防庁救急企画室長通知)を都道府県あてに発出し、改めて現行の体制等について徹底した総点検を行うとともに、受入可能な医療機関に関する情報の迅速で正確な更新、受入医療機関の円滑な選定を支援する医師等の配置などの取組を進めることを、要請しているところ。 なお、これらの取組を進めるため、救急搬送支援に係る指示、助言を行う体制を整えるべく、・医療機関・消防機関の連携を強めるために、各都道府県、地域に設置されているメディカルコントロール協議会の活用に関する取組への支援・来年度予算に所要の予算を盛り込んでいるところであり、関係省庁と連携の上、救急患者を確実に受け入れるシステムの構築に取り組むこととしている。
救急搬送業務の民 間委託、民間委譲推 進 (総務省)	福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。	措置			(総務省) 救急搬送業務における民間の活用については、平成 18 年 3 月の「救急搬送業務における民間活用に関する検討会」報告書による指摘を踏まえ、患者等の搬送を行う事業者が業務の質を担保しつつより円滑に事業が行えるよう、新たに車いすのみを固定できる自動車について患者等搬送用自動車(車椅子専用)として認定することとしたが、平成19年度においては、同報告書で挙げられている医療機関における救急自動車の活用について、総務省消防庁による平成19 年度消防防災科学技術研究推進制度において、関係医療機関及び消防機関による「複数医療機関による病院救急車の共同利用に関する研究」を採択したところであり、実際の運用要領の検討等を目的としてモデル運用が開始された。 このほか、平成19年度においても、引き続き、民間の患者等搬送事業者の利用につき、政府公報活動等を通じ、効果的な普及啓発活動を展開している。

規制	改革推進のための3か年計画	(平成	19年6月22日閣議決	定)における決	定内容		
事 項 名	措置	内	容	実 が 平成 19 年度	色 予 定 時 20 年度	期 21 年度	講 ぜられた措置の概要等
小児医療(小児 救急)の充実 (厚生労働省)	a 母子保健分野の国民運動 て示されている「小児保健区 めの環境整備」の施策を含め や小児科医の確保策を積極	医療水準 5、小児	集を維持・向上させるた と救急・小児医療の充実		in ·逐次実施		(厚生労働省) 小児救急医療については、休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業や広域での小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院の整備等を進める。 また、平成 20 年度の診療報酬改定においては、小児医療等への対応を緊急課題の一つと位置づけ、小児の入院・外来医療について手厚い評価を行ったところ。 なお、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う「小児科・産科医療体制整備事業」を実施している。
	b 小児救急の逼迫の一因と 理に関する親の知識不足を を促すため、「健やか親子2 康管理に関する父母への啓	解消しi 1」の施	適切な小児医療の受診 策と併せて、小児の健	村	討·逐次実施	<u>L</u>	(厚生労働省) 休日・夜間において小児患者の適正な受診を促すため ・全国統一番号「#8000」による地域の小児科医等の夜間、休日小児患者の保護者等向けの小児救急電話相談事業 ・乳幼児の保護者に対して、小児の急病時の対応方法等についての講習会 ・小児の急病時における対応ガイドブックを作成・配布する事業 を実施している。 また、母子保健強化推進特別事業(母子保健医療対策等総合支援事業の対象事業)において、都道府県が独自に実施する小児の事故防止対策を支援している。なお、厚生労働科学研究において、子どもの事故防止に関する効果的な方策について検討し、指導マニュアル・安全チェックリスト等の成果をホームページで公開する等活用を推奨している。

規制	改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決)		
事項名	# 累 点 雰	実施予定時期	講ぜられた措置の概要等
事 垻 名	措置内容	平成19年度 20年度 21年度	
医療事故防止システムの確立 (厚生労働省)	医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に向けて総合的な施策を講ずる。	検討·逐次実施	(厚生労働省) 産科医療補償制度については、平成 18 年 11 月に与党において取りまとめられた枠組みを踏まえ、厚生労働省からの委託により財団法人日本医療機能評価機構が設置した準備委員会において、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合を補償の対象とする仕組みについて検討が行われ、平成 20 年 1 月に準備委員会報告書が取りまとめられた。今後は、金融庁への保険商品としての認可手続きが進められ、平成 20 年度内に運用が開始される予定である。医療の安全の確保の観点からの医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みについては、平成 20 年 4 月に「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案(第三次試案)」を公表し意見募集を行った。 さらに、第三次試案を踏まえて法案の大綱化した場合の現時点におけるイメージとして、平成 20 年 6 月に「医療安全調査委員会設置法案(仮称)大綱案」を公表したところであり、今後法案化に向けて更に議論を深め、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みの構築に取り組むこととしている。
ゲノム医療の積極 的推進と国内体制の 充実 (厚生労働省)	ゲノム医療に関する研究促進とそのための体制の確保に ついて積極的な方策を講ずる。	逐次実施	(厚生労働省) 厚生労働省では、ゲノム関連の知見に基づき、多様な疾患の原因解明や診断・治療法開発を目指した研究事業、及び成果を臨床現場に応用し実用化を進めるための研究事業などを行っており、所要の研究体制を確保しているところ。また、独立行政法人医薬基盤研究所に「疾患ゲノムデータベース(GeMDBJ)」を設置・運用するなど、ゲノム医療に関する研究基盤の整備に努めているところ。
検疫の民間開放 推進 (厚生労働省)	検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような 実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確 保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基 準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備す ること等により、検疫業務の民間開放を推進する。	逐次実施	(厚生労働省) 海外の感染症発生状況等の情報提供を行うインターネットホームページの管理運営について、引き続き、民間業者に委託した。
医療機関と介護サ ービス事業所の施設 の共用化 (厚生労働省)	医療機関と介護サービス事業所(施設)とを併設する場合において、建物の玄関、階段、エレベーター等については、各施設の患者等に対する治療その他のサービスに支障がないように十分に配慮し、かつ、どちらかの施設の構造物として、管理責任を明確にした上であれば、共用しても差し支えないこととする。	措置	(厚生労働省) 「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」(平成 19 年 7 月 30 日付け医政発第 0730001 号老発第 0730001 号厚生労働省医政局長老健局長通知)により措置。